

生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式2-2)を提出する必要があります。

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、次の就職活動要件を満たす就労支援を受けること。
 - ① 月4回以上、就労支援員の面接、電話等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口による職業相談等へ参加する
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請でないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない。)、又は再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇は除く。)されたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 生活困窮者住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 支給決定後、疾病又は負傷により公共職業安定所等での求職活動の実施が困難と福祉事務所長が判断した場合
 - ⑧ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑨ 中断中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

海田町福祉事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証，個人番号カード(個人番号以外の部分)，住民基本台帳カード，旅券，各種福祉手帳，健康保険証，住民票，戸籍謄本等の写しのいずれかの写し

2 離職関係書類

2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

② 追加提出書類

1 求職申込関係書類

(1) 公共職業安定所から付与された求職番号

(2) 地方公共団体が設ける公的な無料職業相談の窓口

2 入居(予定)住宅関係書類

(1) 住居喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第5号)

(2) 住居喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第5—2号)

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し等)